

瑞穂町キャッシュレス決済機器導入促進事業補助金交付要綱

〔 令和3年8月23日
告示第174号 〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内中小企業者等への、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済等の現金を使用せずに行う決済手段（以下「キャッシュレス決済」という。）の普及促進のため、キャッシュレス決済を新たに導入する事業者がその導入に要した経費及び既に導入している事業者がより多くのキャッシュレス決済に対応するために要した経費に対し、予算の範囲内において瑞穂町キャッシュレス決済機器導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に規定する中小企業者又は個人事業主であること。
- (2) 中小企業者は、町内に店舗又は事業所（以下「店舗等」という。）を有すること。
- (3) 町内に対面で決済を行う店舗等を有し、新たにキャッシュレス決済を導入した者又は既にキャッシュレス決済を導入しているが、より多くのキャッシュレス決済に対応することを目的として、新たに第3条に定める機器又はシステムを導入した者であること。
- (4) 補助金の対象となるキャッシュレス決済について、契約、導入及び支払が令和3年11月1日から令和4年3月25日までの間に完了していること。
- (5) 店舗等においてキャッシュレス決済を1年以上継続的に使用する意思があり、補助対象経費に係る機器又はシステムを他の者に貸し付け、若しくは譲渡しないこと。

- (6) 町税に滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体又は同条第6号に規定する暴力団員ではないこと。
- (8) フランチャイズ及びそれに類する契約を締結して事業を営んでいないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は金融・貸金業等、町が公的な補助対象として社会通念上適切ではないと判断する業種を営む者でないこと。
- (10) 町、国、都その他の公的な機関による、キャッシュレス決済の使用に係る手数料及び次条に規定する補助対象経費に対する補助等を既に受け、又は今後受ける予定のある者でないこと。

（補助対象経費）

第3条 補助金の対象経費は、交付対象者がキャッシュレス決済の使用に必要な読み取り、決済処理、精算データ作成、精算データ送信若しくは通信の機能を有する機器又はシステムを導入及び設置する上で発生した経費とし、レンタル、リース等の購入以外の方法による経費は含まないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、購入機器が中古品である場合及び機器又はシステムの購入方法が分割払いである場合は、補助金の対象経費に含まないものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、10万円を上限とし、かつ、前条第1項に規定する補助対象経費の3分の2以内の額とする。

（交付申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が指定する日までに、瑞穂町キャッシュレス決済機器導入促進事業補助金交付申請書兼請求書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) キャッシュレス決済の使用に関する決済事業者との契約等を

証する書類の写し

(2) 第3条に規定する補助対象経費に係る領収書の写しその他の書類

(3) 第3条に規定する機器又はシステムの設置状況が分かる写真

(4) 瑞穂町に店舗等があることを証する書類

(交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに補助金の交付の可否を決定し、及び補助金の額を確定し、瑞穂町キャッシュレス決済機器導入促進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合又は交付対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、町長は、補助金の返還を命ずることができる。

(事業の委託)

第8条 町長は、この要綱に規定する事務の一部を町内の中小企業者に対し効果的に周知を行い得ると認める者に委託するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則（平成18年規則第11号）に定めるところによる。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。